

学生指導上の留意点について

—教育課程の実質化に伴う主な改正点の確認—

連合農学研究科FD講演会

比屋根 哲

2016年2月19日

* 新入生を受け入れる指導教員には届けたいと思います。

FDの目的

- 平成19年度以降、岩手連大はゼミナール制から単位制に移行し、教育課程の実質化に向けて重要な制度等の改正を行ってきました。
- 連大では、これら制度等の改正点について、研究科教授会、構成大学教員会議、連大メールニュース等で適宜案内してきましたが、研究科教授会が学生を指導している資格教員等に限定されているため、新しく学生指導を担当する教員等で、重要な事柄が見過ごされたまま学生指導を行う事例が散見されるようになってきました。
- そこで、今回のFDでは、学生から連大事務室に相談があった事案を含め、**最近改正された教育課程の重要事項を再確認**するとともに、**学生指導上の全般的な留意点**について話題提供したいと思います。

学生の受け入れに際して

遠方にいる学生への旅費支援について

—「通学」のための旅費は支給されません。

- 岩手連大では、社会人入学希望者で、普段は配属大学から遠方にいる学生であっても、講義の履修や研究指導体制に支障がない場合は受け入れることができます。
- その場合、研究指導を受けるために配属大学に出かけるための旅費は、「通学」にあたることから支給されません。同様に、科学コミュニケーション等の講義にかかる旅費の支援も、配属大学から目的地までの旅費を基準に支援額が算定されます。
- 入学後トラブルが起きないように、**遠方にいる学生を受け入れる場合は、事前に旅費支援の制約について説明をお願いします。**

海外からの受験生に対する配慮について

- 岩手連大では、海外からの受験生を受け入れる場合、指導予定教員が過去に国際学会などで受験希望者本人と面談し、博士課程学生として受け入れても十分に修了させることが可能と判断している場合は、通常の入試期日以前にTV会議システム等を使用した口頭試問を「**渡日前入試**」として実施し、学生が受験のためだけで渡日しなくても済むように配慮できるようにしています。**海外から「渡日前入試」を希望する場合は、事前に連大事務室までご相談ください。**
- この「**渡日前入試**」は、あくまで海外からの受験生への配慮として行うもので、**入試制度そのものは一般入試と同様**、これまでの研究報告と博士課程の研究計画についての口頭試問を3大学以上の教員の参加で実施することになります。

学生の経済状況に目配りを(その1)

- 学生、とくに留学生の中には、入学後、生活費の工面が困難で、すぐに休学するケースがありました。
- また、国費留学生が過年度生になると、急に経済状況が悪化し、連大に支援を求めるケースもみられました。
- 指導予定教員は、学生を受け入れる場合、研究面だけでなく、当該学生の経済支援や研究上での配慮の必要性についても学生とよく相談し、博士課程を無事修了できるように指導をお願いします。
- この点は、学生入学後も同様の目配りが必要です。

連大入試(口頭試問)は厳格に行われます

- 口頭試問は、口頭試問委員が参加する会場の全受験生について審査が行われます。
- 自らが主指導・副指導教員として関係する受験生の口頭試問の時だけでなく、口頭試問会場の全時間帯に参加する必要があります。

合格から入学前後の対応

リサーチアシスタント、研究遂行協力員への申請

- RAは、合格が決定したら入学前に申請できます。
- RAは、主指導教員からの申請になります。教員が申請し忘れると、学生に大きな不利益を与えることになりますので、ご留意ください。
- 研究遂行協力員は、主として報酬を受け取ることができない社会人学生に対して授業料を半額免除する制度で、入学後に募集がはじまります。申請は学生が行いますが、主指導教員も申請に当たっては内容を十分確認するようにしてください。
- とくに会社側から授業料分の補助を受けている場合、大学の審査で問題になる場合がありますので、申請の必要性を含めて、学生と十分に相談してください。

長期履修の手続きでは学生と十分に相談を

- 長期履修制度は、仕事に従事しながら大学院課程に入る社会人学生のために設けられた制度で、3年間の授業料で最長5年間(3+2年間)大学で指導を受けることができます。
- 長期履修は、修了1年前まで申請や変更が可能となっています(3年目に入ってからからの延長はできません)。
- 長期履修制度は、実質的に必要な学生に対して設けられた制度で、はじめから「保険」のような感覚で手続きすることは認めていません。指導教員は、学生が長期履修を必要とする状況かどうか、学生とよく相談してください。

教育課程上の重要なルール

毎年次、進捗状況報告会の開催は必須

- 進捗状況報告会は、学生とその指導教員3名が一同に会し(TV会議を含む)、学位論文研究の進捗状況を確認する場で、年1回の開催が義務づけられています。指導学生と副指導教員間で日程調整し、**確実に実施し、報告書を提出してください。**
- **2年間の進捗状況報告書の提出で特別演習(1単位)を付与すること**にしており、**未実施の場合は修了できません。**
- 過年度生の場合は、中間発表会を開催する前の年次まで進捗状況報告会を開催しなければなりません。**「特別演習の単位が出たら開催しなくてもよい」は間違いです。**

* 特別演習の単位報告は学位申請時にあわせて行うよう、制度変更を検討しています。

学位申請に必要な「主論文」について

- 岩手連大では、学位論文の基礎となる学会誌等に発表された学術論文(主論文)が1編以上あることが、修了要件になっています。
- 主論文は、レフリー制度のある学術雑誌で学位申請者が筆頭著者である必要があります。
- 近年、**複数筆頭著者の論文**が増加していますが、岩手連大では**複数筆頭著者の論文単独では1編の主論文としてカウントしません**。
- **「主論文」は、学生教育の一環で作成する論文です**。指導教員は、この点に留意して学生の研究能力が確認できる論文として、投稿の指導をお願いします。

主論文が連名の場合、誰を連名者にするかは、関係者で十分に相談を

- 学生が主論文では、多くの場合指導教員が連名者になりますが、それ以外でも研究に関わった研究者や学生が連名者になる場合があります。
 - 連名者は、その研究に実際に関わった者でなければならず、そうでない場合は研究倫理上の問題が起こりえます。
 - とくに、当該学生の主論文に、別の学生が連名者として加わる場合、その学生は同じ論文を主論文に加えることはできません。
- * 連名者については、当該論文を学位申請には使わないことを認める承諾書の提出を求める場合があります。

学位論文中間発表会の開催期限は厳守

- **学位論文中間発表会**は、学生とその指導教員3名が一同に会し(TV会議を含む)、当該学生が学位論文の執筆に入ってよいか判断するためのもので、**学位申請の9月前から3ヶ月前の期間で開催が義務**づけられています。指導学生と副指導教員間で日程調整し、確実に実施し、報告書を提出してください。
 - 中間発表会后、9ヶ月以内に学位申請できなかった場合(申請の見込みがなくなった場合)は、再度、中間発表会を実施していただく必要があります。
- *この場合、1回目の中間発表会は、3回目以降の進捗状況報告会に読み替えることとなります。

学位申請書類の提出締切日の厳守

- 学位論文申請のための書類は、連大が定めた締切日を越えた場合は、申請者本人の責に寄らない特別な事情(査読の遅延は含まない)を除いて、公平性の観点から受け取ることができません。
- 学生には入学オリエンテーションの際に、学位申請に必要な学会誌論文は、時間的にゆとりを持って早めに投稿するよう指示しています。主指導教員も、この点に十分留意して論文投稿の指導をお願いします。

遡及修了は、あくまで例外的措置

- 遡及修了制度は、定められた学位申請期限に間に合わなかった学生が、在学年次の最終日（3月31日または9月30日）までに学位申請書類一式を提出して退学し、直近の研究科教授会で学位論文の提出年度に遡って学位を授与し修了を認めるものですが、これはあくまで例外的な学生のための救済措置とお考えください。
- 遡及修了者は、いったん退学を挟むことから**連大研究員にはなれません**。また、**海外では遡及修了の制度が理解されず就職に支障をきたす場合もあります**ので、この制度を前提とした研究指導は行わないようにしてください。
- また、遡及修了や論文博士で学位を取得する方法について、**学生が主指導教員と相談せずに、連大事務室へ照会してくるケースが増加**しています。学位申請は主指導教員の合意なしに学生だけでは行えませんので、学生の状況確認と、十分な意思の疎通を図るようしてください。

その他、学生支援に関わる事項

学生の経済状況に目配りを(その2)

- 入学時に限らず、**RAへの申請**は、指導教員が出し忘れると、学生に大きな不利益を与えることとなります。
- **研究遂行協力員は「優秀な学生」に対して授業料を半額免除する制度**で、とくに2年次以降は申請ガイドラインに沿って審査されます。**進捗状況報告会が未実施だったり、3年次後期で論文を投稿していない等の場合、申請できません**のでご注意ください。
- **過年度生が授業料免除や研究遂行協力員に申請する場合は**主指導教員の申請理由書の提出が必須です。最近**は審査が厳しく、直近の半年間で過年度するに至った理由が明確でない場合は不許可**となりますので、ご注意ください。

予算使用上のルールの確認を

- 学生が研究インターンシップや国際学会で海外に出た場合、やむを得ず学生が立替払いするケースがありました。その場合には、事後、主指導教員がすみやかに学生の立替分を処理する手続きを行ってください。学生の立替分は、年度を跨いでしまうと公費では支払えなくなりますので、ご注意ください。
- この他、予算の使用に関しては、各大学で定められたルールが適用されますので、主指導教員は常識に頼らず、連大事務室や構成大学の担当者と相談しながら、適正な予算の執行に心がけてください。

おわりに

- 学生の教育課程に関わる諸制度、学位申請に関わる手続き、各種経済支援制度などのお問い合わせは、岩手連大事務室まで。

rendai@iwate-u.ac.jp

* 新たに学生を受け入れる指導教員には届けたいと思います。